

京の環境共生推進計画評価検討部会について

1 京の環境共生推進計画評価検討部会の設置目的

京都市環境審議会（環境基本法第44条及び京都市環境基本条例第34条の規定に基づく設置）は、環境の保全に関する基本的事項等について、市長の諮問に応じ、調査し、審議することを目的として設置されたものである。

【環境基本法】

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

【京都市環境基本条例】

（審議会）

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

京（みやこ）の環境共生推進計画評価検討部会（以下、「部会」という。）は、京の環境共生推進計画（以下、「本計画」という。）の着実な推進と進行管理を行うため環境審議会の下に設置したものである。

環境審議会の下に設置された部会	設置目的
京の環境共生推進計画評価検討部会 （委員8名）	京の環境共生推進計画の着実な推進と進行管理を行うため
地球温暖化対策推進委員会 （委員16名）	京都市地球温暖化対策計画(2011-2020)の着実な推進と進行管理を行うため
生物多様性保全検討部会 （委員9名）	生物多様性プラン（仮称）の策定及び生物多様性保全について必要な検討を行うため
環境保全基準部会 （委員5名）	京都市環境保全基準について必要な検討を行うため

2 平成25年度 京の環境共生推進計画評価検討部会の検討事項について

(1) 京の環境共生推進計画の進捗状況の点検

計画の着実な推進を図るため、施策・事業等の実施状況、数値目標・環境指標の最新数値等を把握し、その評価を行い、計画の進捗よく状況を点検する。

(2) 環境レポート（仮称）に関する意見

京の環境共生推進計画の進捗よく状況等を市民・事業者の皆様にお知らせし、くらしと環境とのつながりをもっと身近に感じ、行動に移していただくため、環境レポート（仮称）について意見を述べる。